

写

我孫子市 市長  
星野 順一郎 様

石洗広推第06-29号  
平成19年3月16日



「我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例」の  
廃止に係る要請について（回答）への再度の問合せ  
【公開質問状】

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当工業会より平成18年11月27日付（石洗広推第06-25号文書）にて『我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例』の廃止に係る要請について（回答）への再度の問合せ【公開質問状】を福嶋市長（当時）宛送付し、同年12月27日までご回答をお願いいたしておりました。依頼の期日までご回答いただけませんでしたので、同12月29日に当工業会事務局より貴市に確認の電話をさせていただきました。貴市商工観光課長様がご対応いただき、今回の当工業会の問合せに対し、我孫子市として回答の予定はなく、同年7月の回答（平成18年7月10日付、環商第33号）が全てである旨を口答で連絡いただきました。

しかしながら、当工業会としては、貴市商工観光課長様の口答連絡は、納得のいくものではありません。私どもは、まさに貴市の同年7月の回答内容、「合成洗剤の**安全性が確実に証明される**まで、より安全であると考えられる石けんの利用を今後も推進していきますので、条例は廃止しません」に対して改めて質問したものであります。

したがいまして、ここに再度、同じ質問をさせていただきます。

お手数ですが、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。また、ご回答内容が平成18年7月と同様の場合においても、その旨を文書にてお知らせください。

敬具

記

1. 貴市の標記条例は消費者基本法 第2条(基本理念)に明記されている“消費者の自主的かつ合理的な選択の機会”の阻害につながるおそれがあること。さらに科学的根拠に基づかない前提とした施策であることから、あらためて同条例廃止を要請します。
2. 貴市回答の「**安全性が確実に証明される**」とは、どのような手法で実施した結果をもって判断されるものかご明示ください。
3. 「安全性」については、「リスク評価」によって判断されることが国際的な認識です。貴市は、これについて異なる認識をお持ちのようですが、その根拠を明示ください。
4. 貴市は「**安全性が確実に証明される**」ことを要求されていますが、それは合成洗剤だけへの要求なのか、あるいはそれ以外もすべて同様なのかお知らせください。前者である場合はその理由を、後者である場合は、過去に他のどのような物質について「**安全性が確実に証明される**」ことを要求されたのか、具体的に例を挙げてその経緯をお知らせください。
5. 平成18年9月20日の面談予約を、貴市は突然取り消されました。その理由説明を求めます。当工業会はお互いの理解を進めていくためにも、今後とも話し合いを実施したいと考えています。これについて貴市の見解をお示しください。

以上、勝手ではございますが、3月末日までにご回答いただきたく存じます。また、本質問状ならびに貴市からのご回答は、前回と同様に報道発表するとともに、当工業会ホームページに掲載させていただく予定です。